

大阪労働局発表  
平成29年5月1日

【照会先】  
大阪労働局職業安定部職業安定課  
(代表電話) 06-4790-6300

報道関係者 各位

## 「人材確保・人材育成」「若者・女性・高齢者・障害者等の活躍促進」などで、大阪労働局と大阪府が連携強化

～平成29年度大阪雇用施策実施方針を策定～

大阪労働局（局長 苧谷 秀信）は、本年度の労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針として、「平成29年度大阪雇用施策実施方針」を策定しました。

本施策は、大阪労働局と大阪府が連携・協力し、地域の実情に即した雇用の施策を展開するために、大阪府知事の意見を聞いて、策定しています。

大阪労働局は、本方針の下、「地域における人材確保、人材育成の推進」「若者・女性・高齢者・障害者の活躍促進」を重点施策として、大阪府と連携を強化し、雇用施策の推進に取り組んでまいります。

### 1 平成29年度の重点施策

#### (1) 地域における人材確保、人材育成の推進

- ・ 非正規雇用労働者の待遇改善
- ・ 人材不足分野(介護・看護・保育、建設、運輸等)における人材確保
- ・ 地方自治体との連携による就職支援
- ・ 人材の育成支援
- ・ 金融機関との連携

#### (2) 若者・女性・高齢者・障害者等の活躍促進

- ・ 若者の活躍促進
- ・ 女性の活躍促進
- ・ 高齢者の活躍促進
- ・ 障害者の活躍促進、難病・がん患者等の活躍促進
- ・ 生活困窮者、刑務所出所者等の就労支援の強化

#### (3) 外国人雇用対策の推進

## 2 平成29年度大阪府雇用施策実施方針及びその概要

別添のとおり

なお、「平成29年度大阪雇用施策実施方針」は、大阪労働局ホームページに掲載します。

(参考)

- ・雇用対策法（国と地方公共団体との連携）

第31条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

- ・雇用対策法施行規則（国と地方公共団体との連携）

第13条第1項 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。

# 平成29年度 大阪雇用施策実施方針【概要】

## 1 地域における人材確保、人材育成の推進

### <取組内容>

- 非正規雇用労働者の待遇改善
- 人材不足分野（介護・看護・保育、建設、運輸等）における人材確保
- 地方自治体との連携による就職支援
- 人材の育成支援
- 金融機関との連携

### 主な実施施策

- ・ キャリアアップ助成金の活用により非正規雇用労働者の賃金改善、正社員転換等を行う事業主を支援【労働局】
- ・ 介護分野において、人材確保・職場定着等に資する具体的な介護現場の取組み方策の確立等に向けた作業部会を開催【労働局】
- ・ 大阪人材確保推進会議において、「製造」「運輸」「建設」を中心とした人材不足分野に対する魅力向上と人材確保に取り組む【労働局と府が連携】
- ・ OSAKAしごとフィールドにおける、就職準備支援、キャリアコンサルティング、職業相談・職業紹介までの切れ目ない就職支援【労働局と府が連携】
- ・ 「女性・若者の活躍促進」「人材不足分野における人材確保」を目指した総合的な訓練計画に基づく職業訓練【労働局と府が連携】
- ・ 金融機関の融資担当者等を対象とした労働関係助成金制度等の勉強会【労働局】

## 2 若者・女性・高齢者・障害者等の活躍促進

### <取組内容>

- 若者の活躍促進
- 女性の活躍促進
- 高齢者の活躍促進
- 障害者の活躍促進、難病・がん患者等の活躍促進
- 生活困窮者、刑務所出所者等の就労支援の強化

### 主な実施施策

- ・わかものハローワーク、新卒応援ハローワーク、マザーズハローワーク（コーナー）、生涯現役支援窓口でのきめ細やかな職業相談【労働局】
- ・合同企業説明会・合同就職面接会の実施【労働局と府が連携】
- ・「OSAKAしごとフィールド」における一時保育サービスを活用した働くママコーナーでの就職支援【大阪府】
- ・「働く若者のハンドブック」「働く女性のルールBOOK」など配布【大阪府】
- ・高年齢者雇用確保措置未実施事業所への指導及び継続雇用の延長や定年年齢引上げに向けた機運醸成を図る【労働局】
- ・障害者雇用の法定雇用率未達成企業に対する事業主指導のローラー作戦の実施【労働局】
- ・ハートフル基金を活用し、企業における障害者の採用・定着支援を実施【大阪府】
- ・福祉事務所等に設置したハローワーク常設窓口又は福祉事務所等への定期的な巡回相談による生活保護受給者等の生活困窮者への就労支援【労働局】

## 3 外国人雇用対策の推進

### 主な実施施策

- ・外国人留学生に対する合同企業面接会やビジネスインターンシップの実施【労働局】
- ・大阪外国人雇用サービスセンターでの就職支援【労働局】
- ・総合労働事務所での外国語(英語・中国語)による労働相談の実施【大阪府】

# 平成29年度 大阪雇用施策実施方針(大阪府との連携部分(抜粋))

## 平成29年度の重点施策

### 1 働き方改革の実現

大阪働き方改革推進会議

【構成団体】連合大阪、関経連、大阪商工会議所、大阪信用金庫、池田泉州銀行、りそな銀行、近畿大阪銀行、大阪府、大阪市、堺市、近畿経済産業局、近畿運輸局、大阪労働局

基本方針(H28.10.31策定)に基づき、働き方改革の実現に取り組む。

- ・非正規雇用労働者の待遇改善
- ・高齢者及び障害者の雇用の促進
- ・女性・若者の活躍促進
- ・人材の育成支援 など

### 2 OSAKALごととフィールドの充実・強化

○女性・若者働き方改革推進事業

- ・人材確保を必要とする製造業、運輸業、建設業の魅力向上と求職者の職種志向の転換

○OSAKALごととフィールドとの一体的実施の強化

- ・府と国が強力に連携し、OSAKALごととフィールドの機能を強化

### 3 個別施策

#### 若者の活躍推進

○女性・若者働き方改革推進事業

- ・人材確保を必要とする製造業、運輸業、建設業の魅力向上と求職者の職種志向の転換

○若者安定就職応援事業

- ・金融機関等と連携した合同企業説明会等の開催
- ・わかものハローワークと連携した就職支援の充実・強化

○おおさかUIJターン促進事業

- ・東京圏を中心とした優秀な若者等のUIJターン就職を促進。

#### 女性の活躍推進

○女性・若者働き方改革推進事業

- ・人材確保を必要とする製造業、運輸業、建設業の魅力向上と求職者の職種志向の転換

○地域創生人材育成事業を活用した女性有資格者等復帰訓練事業(Lフェニックス拡充訓練事業)

#### 障害者に対する就職支援

○障害者雇用の促進

- ・大阪府が定めた障害者雇用の中長期目標を共有
- ・障害者雇用率達成指導の強化
- ・地域の就労支援強化

○障害者の特性に応じたきめ細かな支援の実施

- ・精神・発達障害者への理解の促進及び職場定着支援の強化
- ・職業訓練の効果的な広報及び受講生へのきめ細かな就職支援

○改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る周知・啓発の強化

平成29年度  
大阪雇用施策実施方針

大阪労働局

# 平成 29 年度 大阪雇用施策実施方針

## 目 次

I 趣旨	1
II 平成 29 年度の重点施策	
1 地域における人材確保、人材育成の推進	
(1) 非正規雇用労働者の待遇改善	1
(2) 人材不足分野(介護・看護・保育、建設、運輸等)における人材確保	2
(3) 地方自治体との連携による就職支援	3
(4) 人材の育成支援	3
(5) 金融機関との連携	5
2 若者・女性・高齢者・障害者等の活躍促進	
(1) 若者の活躍促進	5
(2) 女性の活躍促進	7
(3) 高齢者の活躍促進	9
(4) 障害者の活躍促進、難病・がん患者等の活躍促進	10
(5) 生活困窮者、刑務所出所者等の就労支援の強化	11
3 外国人雇用対策の推進	12
III 雇用施策に関する数値目標	14

## 平成 29 年度 大阪雇用施策実施方針

### I 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 1 項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を大阪府知事の意見を聞いて定めたものである。

この方針は、「大阪働き方改革にかかる今後の基本方針（平成 28 年 10 月 31 日 第 2 回大阪働き方改革推進会議）」等に基づいたものである。大阪労働局の施策と大阪府が講ずる雇用・福祉・産業振興・教育等に関する施策とが密接な関係の下、円滑かつ効果的に実施されることにより、働く意思と能力のある誰もが持てる能力を十分に発揮する機会を得、かつ、社会の支え手になることができるものであり、また、企業の必要な労働力を確保し、地域経済・社会の更なる発展に寄与するものである。

### II 平成 29 年度の重点施策

#### 1 地域における人材確保、人材育成の推進

##### (1) 非正規雇用労働者の待遇改善

非正規雇用労働者の待遇改善を推進するため、同一労働同一賃金の実現や不本意非正規雇用割合の減少に取り組む。

##### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 同一労働同一賃金の実現に向けて、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」等を活用し、非正規雇用労働者の賃金の引き上げを含めた待遇改善を推進する。
- ・ キャリアアップ助成金の活用により非正規雇用労働者の賃金改善、正社員転換等を行う事業主を支援する。
- ・ 「介護労働に関する作業部会」において、介護労働者の正社員の処遇のみならず 非正規社員の処遇改善の在り方についても議論し、その成果の公表に努める。
- ・ ハローワークにおいて正社員求人開拓や正社員就職に向けた担当者制による個別支援等を実施することで正社員就職を促進する。
- ・ 高校・大学生等に対して、正社員就職の重要性などの職業教育や労働者の権利及び働くルールなどの労働教育を積極的に展開する。
- ・ 中小企業の魅力を PR できる企業説明会を開催するなど中小企業への若者の正社員就職を促進する。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ 総合労働事務所を中心に、労使関係者に対し、労働契約、労働条件等を内容とする研修やセミナーを実施するとともに、啓発冊子を作成・配布し、労働関連法規の普及啓発に取り組む。
- ・ 若者安定就職応援事業により、金融機関等と連携した合同企業説明会等を開催し、府内中小企業と若者とのマッチングを推進する。

#### (2) 人材不足分野（介護・看護・保育、建設、運輸等）における人材確保

人材不足分野に係るセミナーや見学会等を実施し、仕事のやりがいや業界・企業の理解を進める。また、当該分野の事業所等に対する待遇改善等に向けた働きかけを行い、業界魅力の向上に努める。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 福祉分野では、関係機関と連携を図り、職場見学会付き面接会など、当該分野への就業を希望する求職者及び当該分野の求人者に対するさまざまな支援サービスを提供する。
- ・ 福祉分野のうち介護分野において、人材確保・職場定着等に資する具体的な介護現場の取組方策、特に将来展望を抱きやすい賃金ラダー、キャリアラダーの確立等に向けた作業部会を開催する。
- ・ 建設分野では、関係機関と連携を図り、業界についての知識を得る機会の提供や未紹介・未充足求人へのフォローアップのための管理選考等を実施する。
- ・ 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」及びそのパイロット事業やバス事業者・旅行業界関係を対象としたセミナーにより、トラック・バス運転手の労働条件の確保改善や人材確保等を図る。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ 「製造業、運輸業、建設業」及びその企業のイメージアップを図るため、大阪働き方改革支援センターを設置し、業界団体（企業）の職場環境の改善に向けたセミナー等の実施、業界の魅力発信や業界から推薦を受けた職場環境整備の取組に積極的な企業の魅力向上に努める。
- ・ これら業界の企業の人材確保を促進するため、アクティブカウンセリング等を女性、若者に対して実施し、職種志向の拡大、転換を図る。
- ・ 将来の就活生の職種志向を拡大するため、東京圏、大阪府内の大学生に対するインターンシップを実施する。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 大阪人材確保推進会議（女性・若者働き方改革推進事業）において、「製造、運輸、建設」を中心とした人材不足分野に対する魅力向上と人材確保に取り組む。

### （３）地方自治体との連携による就職支援

大阪府の OSAKA しごとフィールドにおける大阪労働局との一体的実施事業を始めとして、地方自治体の雇用施策に連携・協力し、地域の住民サービスの強化を図る。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 国と地方自治体が一体となって総合的に雇用施策に取り組むため、雇用対策協定の取組を推進する。
- ・ 4市（大阪市、堺市、寝屋川市、柏原市）において、国が行う無料職業紹介事業と地方自治体が行う業務を連携して行う一体的実施事業を引き続き実施する。
- ・ 9市（大阪市、堺市、東大阪市、岸和田市、豊中市、枚方市、寝屋川市、高槻市、守口市）の福祉事務所等にハローワーク常設窓口を設置し、生活保護受給者等への就労支援を行う取組を引き続き実施する。なお、平成 29 年度において 2 拠点増設予定。
- ・ 3市（高槻市、八尾市、大東市）において、地域職業相談室を設置し、国の職業相談・職業紹介と市の住民サービスの連携により、地域住民の就職の促進を図る。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

（OSAKA しごとフィールドにおける取組）

- ・ 大阪府の就労支援施設である「OSAKA しごとフィールド」に、大阪東ハローワークコーナーを設置し、国と府が一体となって、若者、女性、中高年齢者、障害者等に対し、就職準備支援、キャリアコンサルティング、職業相談・職業紹介から定着支援まで切れ目ない就職支援を実施する。
- ・ 「製造、運輸、建設」を中心とした人材不足分野への職種志向転換を図るアクティブカウンセリングと当該カウンセリング対象者へのハローワークコーナーにおけるきめ細かな職業相談、職業紹介を実施する。

### （４）人材の育成支援

「大阪府地域職業訓練実施計画」に基づき、大阪府をはじめ関係機関と連

携し、女性と若者の活躍推進や人材不足分野の人材確保等に向け職業訓練を活用した人材の育成支援に取り組む。併せて、訓練修了者への積極的な就職支援を実施する。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ ハローワーク等において訓練コース説明会等を定期的に開催し、より詳細な訓練情報の提供を行う。
- ・ 若者、子育て女性に対する適切な受講あっせんの推進のため、わかものハローワーク、マザーズハローワークのあっせん機能を強化し、訓練の誘導から訓練修了後の就職支援まで一貫した支援を実施する。
- ・ 職業能力開発が必要な求職者に対し、適切な受講あっせんを行うとともに、訓練修了前からの担当者制による個別支援等、きめ細かな就職支援を実施する。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ 求職者等を対象に、企業における人材ニーズをふまえた職業訓練を実施し、大阪のものづくりの生産性の向上に寄与できる人材を育成する。
- ・ 未就職訓練修了者の把握と大阪労働局への情報提供及び誘導を行う。
- ・ 地域のニーズに即した公共職業訓練を実施、運営する。
- ・ 子育て中の女性の訓練受講機会を確保するため、託児サービス付き訓練を拡充して実施する。
- ・ 人材不足分野である介護分野の訓練を拡充して実施する。
- ・ 「製造業、運輸業、建設業」の業界の基礎的な知識技能の習得及び職場実習と、働き続けるために必要な「しごと力」の養成を組み合わせた職業訓練を実施する。
- ・ 職業訓練受講のメリットを訴えるため、校見学会、体験入校、科目案内チラシや、ホームページ、SNSの活用など、効果的な広報を検討、実施する。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 大阪労働局、大阪府及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部が連携し、「女性・若者の活躍促進」、「人材不足分野における人材確保」を最大の目標に「大阪府地域職業訓練実施計画」を策定し、職業訓練を活用した積極的な人材育成支援に取り組む。
- ・ 大阪労働局、大阪府及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部が連携し、公的職業訓練（ハロートレーニング）がより身近なものになるように情報発信を強化する。

## (5) 金融機関との連携

金融機関が地域の企業に経営支援を行うに当たって、労働関係助成金をはじめとする労働施策を効果的に活用できるように、金融機関と積極的に連携する。

### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 金融機関の融資担当者等を対象とした厚生労働省の助成金制度等の勉強会を実施。
- ・ 広報紙への掲載やリーフレット、ポスターの掲示、店舗モニターでの掲示など金融機関を通じた雇用施策の広報を実施する。
- ・ 金融機関の支店とハローワーク、労働基準監督署が連携して働き方改革の取組を実施する。
- ・ 連携金融機関を拡大し、国の施策の浸透を図る。

### 大阪府が実施する業務

- ・ 広報紙への掲載やリーフレット、ポスターの掲示、店舗モニターでの掲示など金融機関を通じた雇用施策の広報を実施する。
- ・ 金融機関を通じて、女性有資格者等復帰訓練事業（Lフェニックス拡充訓練事業）の訓練生の実習受入れ先企業を確保する。
- ・ 金融機関から紹介された成長力のある取引先中小企業等に対してプロ人材の確保を支援。また、連携を強化するため金融機関が参画する、大阪府プロフェッショナル人材戦略協議会を開催する。
- ・ 若者安定就職応援事業により、金融機関等と連携した合同企業説明会等を開催し、府内中小企業と若者とのマッチングを推進する。〈再掲〉
- ・ 金融機関を通じて、取引先企業に対して、障がい者サポートカンパニー制度の広報を行う。

## 2 若者・女性・高齢者・障害者等の活躍促進

### (1) 若者の活躍促進

#### ア 新卒者等に対する就職支援

新規学卒者の就職内定率が改善傾向にある中、正社員就職の実現・早期離職防止等のため、大阪新卒応援ハローワーク及び府内各ハローワークにおいて新卒者・既卒者の就職支援を強化する。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ わかものハローワーク、新卒応援ハローワークでの職業相談・職業指導を効果的に実施する。
- ・ 学卒ジョブサポーター等による大学・高校等への訪問・出張相談、就職支援セミナー等を実施する。
- ・ 若者雇用促進法による青少年職場情報の提供、一定の労働関係法令違反の求人不受理、労働法制の普及、ユースエール認定制度・若者応援宣言事業等を推進する。
- ・ 雇用管理が優良である企業を中心に「就労型インターンシップ」事業を有志の企業とモデル的に実施する。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ O S A K Aしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援や就職決定後の定着支援を実施する。
- ・ 「製造業、運輸業、建設業」の業界の企業の人材確保を促進するため、アクティブカウンセリング等を女性、若者に対して実施し、職種志向の拡大、転換を図る。〈再掲〉
- ・ 若者安定就職応援事業により、金融機関等と連携した合同企業説明会等を開催し、府内中小企業と若者とのマッチングを推進する。〈再掲〉
- ・ おおさかUIJターン促進事業により、東京圏を中心とした若者等と府内中小企業との出会いの場を提供し、UIJターン就職を促進する。
- ・ 労働関係法規の周知啓発を図るため、高校生・教職員等を対象に、労働法の基本ルールなどについて出向いて研修を行う。また、高校生に対し、働くうえで知っておくべき法的な知識等をまとめた「働く若者のハンドブック」や雇用契約などのルールを分かりやすく解説した「働くルール BOOK」を配布する。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 大阪府が若者安定就職応援事業として実施する企業説明会等に大阪労働局は、協力し新規学卒者等の就職促進を図る。
- ・ 大阪府のおおさかUIJターン促進事業に大阪労働局が協力し、東京圏の人材を大阪の中小企業等に結びつける。

- ・ 大阪人材確保推進会議（女性・若者働き方改革推進事業）において、「製造、運輸、建設」を中心とした人材不足分野に対する魅力向上と人材確保に取り組む。

## イ フリーター等に対する就職支援

正社員での就職を目指している若者で、不安定就労期間が長期の方や安定就労の経験が少ない方に対して、就職支援を実施する。

### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 就職支援ナビゲーター等による職業相談、個別支援の実施、就職支援セミナー、面接会等を実施する。
- ・ 「トライアル雇用奨励金」の活用を促し、フリーター・ニート等の正社員就職を促進する。
- ・ ハローワーク等を利用し、就職が決定した者等を中心とした職場定着支援を実施する。
- ・ ニート等へ職業的自立支援及び就職後の職場定着支援を行う「地域若者サポートステーション事業」について周知を行い、ハローワークとサポートステーションとの連携による支援を実施する。

### 大阪府が実施する業務

- ・ 大阪府若者サポートステーションにおいて、各支援機関の連携・情報共有を図り、一般就職に向けての就労意欲・就労スキルが見込まれるニート・高校中退者等をハローワークへ誘導する。
- ・ O S A K Aしごとフィールドにおいて、就職活動に困難性を有する学生等が早期の就職を実現するための職業訓練と就職支援を行う。

## (2) 女性の活躍促進

就業を希望する女性に対し、さまざまなライフステージに対応したきめ細かな就職支援を行い、女性の就業率向上に繋げる。

### 大阪労働局が実施する業務

- ・ マザーズハローワーク（難波・堺）・コーナー（梅田・淀川・布施・千里・泉大津・藤井寺・枚方・高槻）を中心に、子育て女性等に対して、個々の状況に応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。
- ・ 女性の活躍を応援する各種就職支援セミナー、業界別研究会や女性専門

家（弁護士、社会保険労務士及び臨床心理士等）による相談を実施する。

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓（ハローマザー企業、両立支援求人等）及び収集した求人情報の積極的な周知を図る。
- ・ 託児付のセミナーや子育て中の方同士による経験交流会等を実施する。
- ・ 子供連れでも安心して利用できるようキッズコーナーや授乳室の整備を行う。
- ・ 介護等の理由により、仕事と家庭の両立を希望する方への就職支援。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ OSAKAしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援や就職決定後の定着支援を実施する。＜再掲＞
- ・ OSAKAしごとフィールドにおいて、結婚・出産を機に離職した女性で、保活と就活の一体的な支援を必要とする利用者に対するカウンセリングやセミナー等の企画・運営、定着支援等を実施する。なお、このような女性に対して、保育事業者との連携により、一時保育サービスを提供する。
- ・ OSAKAしごとフィールドを軸に女性の働き、働き続けるためのワンストップ相談機能を構築する。
- ・ 具体的な就職活動をしていない若年女性の就業意欲を喚起するセミナーや意見交換会など効果的なコンテンツを企画・実施する。
- ・ 「製造業、運輸業、建設業」の業界の企業の人材確保を促進するため、アクティブカウンセリング等を女性、若者に対して実施し、職種志向の拡大、転換を図る。＜再掲＞
- ・ 「女性のための働くルール BOOK」の配布を通じた啓発により、女性の職場定着を支援する。
- ・ 企業主導型保育事業を活用した保育施設の整備を支援する。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 「OSAKA しごとフィールド」における大阪府と大阪労働局との一体的実施事業を充実・強化し、女性の就職支援を促進する。特に子育て女性に対しては、「OSAKA しごとフィールド」の働くママコーナーとハローワークコーナーの連携により、効果的な就職支援を行う。
- ・ 大阪人材確保推進会議（女性・若者働き方改革推進事業）において、「製造、運輸、建設」を中心とした人材不足分野に対する魅力向上と人材確保に取り組む。
- ・ 女性有資格者等復帰訓練事業（Lフェニックス拡充訓練事業）において、

大阪府が事業主体として訓練を実施し、大阪労働局は周知・広報及び事業推進に協力する。

### (3) 高齢者の活躍促進

希望者全員が65歳まで働ける制度の導入を促進するとともに、年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に取り組む。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 高年齢者雇用確保措置未実施事業所への強力な指導の実施及び継続雇用の延長や定年年齢引上げに向けた機運醸成を図る。
- ・ 府内6か所のハローワーク（大阪東、梅田、阿倍野、堺、茨木、門真）に設置している「生涯現役支援窓口」を中心に、特に65歳以上の高齢者に対する再就職支援を強化する。
- ・ 65歳超雇用推進助成金等、高齢者の雇用環境整備や雇用促進に係る助成金について、金融機関等を通じて、制度の普及を図る。
- ・ 地方自治体をはじめとする高年齢者の就業等に係る地域の関係者から構成される協議会の設置推進及び当該協議会との連携やシルバー人材センター事業の推進に取り組む。

#### 大阪府が実施する事業

- ・ OSAKAしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援や就職決定後の定着支援を実施する。＜再掲＞
- ・ 生涯現役促進地域連携事業により、高年齢者の新たな職域拡大の実践といったテーマに基づき、「相談機能、意識啓発、職域拡大実践」を3本柱に、高年齢者の多様な就業機会の確保を進める。
- ・ シルバー人材センター事業を適正に運営するため、シルバー人材センター連合を通じた指導を実施する。

### (4) 障害者の活躍促進、難病・がん患者等の活躍促進

#### ア 障害者の活躍促進

障害者雇用促進法の改正を受けて、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることを踏まえ、実効ある雇用率達成指導を推進し、より一層の障害者の雇用の場の確保と就職実現を図る。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 障害者の雇用を促進するため、法定雇用率未達成企業に対する事業主指導のローラー作戦を実施する。
- ・ 平成28年4月から施行された改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務化について、適切な運用及び更なる周知を図る。
- ・ 多様な障害者特性に配慮しつつ、関係機関との連携による就職から職場定着までの一貫した支援を実施する。
- ・ 「チーム支援」や「就職面接会」、「就職ガイダンス」の積極的な実施により、マッチング機能を強化し、更なる就職促進を図る。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ OSAKAしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援や就職決定後の定着支援を実施する。〈再掲〉
- ・ 障がい者雇用促進センターにおいて、ハートフル条例に基づき府と契約等関係のある法定雇用率未達成事業主に対し、雇用率の達成に向けた誘導・支援等を実施する。
- ・ ハートフル基金を活用し、企業における障害者の採用・定着支援を実施する。
- ・ 障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業等を登録し、その取り組みの周知や顕彰を行うことにより、障がい者の雇用の促進と就労支援を推進する障がい者サポートカンパニー制度を実施する。
- ・ 精神・発達障がい者の職場定着率の向上等に向けて、職場内におけるサポーターの養成や企業の定着支援能力を強化する雇用管理の普及・啓発を行う。
- ・ 大阪労働局と連携し、法定雇用率未達成企業のうち特に実雇用率が前年比で低下した事業主規模300～499人の企業を中心に、達成に向けた働きかけを行う。
- ・ 技専校では一般校で精神障がい者を対象とした科目の試行実施する。
- ・ 障がい者に対する職業訓練の中核施設である大阪障害者職業能力開発校において、障がいの特性に応じて、障がい者一人ひとりの適性に配慮し、就職につながる訓練の充実を図る。
- ・ 民間委託訓練では精神・発達障がい者を対象としたコースの拡大や新たな職域拡大訓練コースを設定するなど、障がい者の特性に応じた職業訓練の実施・運営を行う。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 職業訓練受講生を対象とした就職相談会・合同面接会を実施する
- ・ 障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務に係る事業主対象のガイドライン及びセミナーを実施する。

#### イ 難病・がん患者等の活躍促進

長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のための就職を希望する者に対する就職支援を実施する。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 難病患者に対し、ハローワーク大阪東及びハローワーク堺を中心に難病相談支援センター等と連携の下、出張相談や個々の患者の病状を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援・各種セミナー等を実施する。
- ・ がん患者に対し、ハローワーク大阪東において、がん診療連携拠点病院（地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター）と連携し、出張相談や事業主向けセミナーを実施する。その他のハローワークにおいても、個々の状況を踏まえた職業相談等実施する。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ O S A K Aしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援や就職決定後の定着支援を実施する。  
<再掲>

#### (5) 生活困窮者、刑務所出所者等の就労支援の強化

##### ア 生活保護受給者等の生活困窮者の就労支援の強化

ハローワークと地方自治体が一体となって、生活保護受給者等の生活困窮者に対して就労支援を行い、就労による自立を促進する。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者に対して、福祉事務所等に設置したハローワーク常設窓口での職業相談・職業紹介又は福祉事務所等への定期的な巡回相談を実施するなど、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を実施する。
- ・ 「大阪府生活保護受給者等就労自立促進事業運営会議」を開催し、大阪府等関係機関との連携を図る。
- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、8月の児童扶養手当の現況届の提出

時期にあわせて、市(区)役所内に臨時相談窓口を設置するなど、地方自治体と連携した児童扶養手当受給者の就労支援を実施する。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ 「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を市町村とともに開催し、関係機関との連携による就職困難者に対する支援策等を協議する。
- ・ 市町村が進める就労支援事業と連携し、就労支援事業に取り組む事業者に対し補助金を交付する。
- ・ 「大阪府生活保護受給者等就労自立促進事業運営会議」への参画により、関係機関との連携による生活困窮者に対する各種支援策等についての協議を実施する。

#### イ 刑務所出所者等の就労支援の強化

刑務所出所者等の再犯防止を図るため、矯正施設、保護観察所等と連携し、積極的な就労支援を行う。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 矯正施設在所中の就職内定を目指し、大阪刑務所にハローワークの相談員を駐在させるなど、各矯正施設、矯正就労支援情報センター（通称：コレワーク）と連携して、協力雇用主の求人や受刑者専用求人を活用し、職業相談・職業紹介を実施する。
- ・ 保護観察対象者等の支援については、保護観察官や保護司、「協力雇用主等支援事業」の受託団体と連携し「就労支援チーム」を設置して、刑務所出所者等専用求人や、トライアル雇用助成金等の支援制度を活用した就職支援を実施する。

### 3 外国人雇用対策の推進

企業の外国人留学生に対する人材ニーズが高まっている中、外国人留学生の国内就職率の向上を目指すため、就職を希望する留学生への支援を強化する。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 外国人求職者への専門相談員及び通訳を効果的に配置し、適格な職業紹介、職業相談等を実施する。
- ・ 外国人留学生に対し、近畿ブロックでの大規模な合同企業説明会（5月26日（金）開催予定）やビジネスインターンシップ事業等を積極的に行い、出会いの場を提供し、就職面接会を活用したマッチングを図る。

- ・ 外国人留学生向け「就労型インターンシップ」について、受入企業のニーズを把握する等、効果的な実施に向けた検討を行う。
- ・ 外国人留学生の国内就職促進のため、大阪外国人雇用サービスセンターを中心に、「専門的・技術的分野」での高度外国人材の就業促進を図るとともに、大阪新卒応援ハローワークの留学生コーナーと連携し、効果的な支援を実施する。
- ・ 外国人労働者問題啓発月間（6月）における「啓発セミナー」の開催及び「外国人雇用Q&A」パンフレットを活用し、外国人労働者の適正な受け入れの推進、不法就労の防止について周知・啓発を図る。
- ・ 外国人雇用状況届出制度の周知徹底を図るとともに、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施する。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ 総合労働事務所において、外国語（英語・中国語）による労働問題に関する相談を実施する。

### Ⅲ 雇用施策に関する数値目標

目標項目	目標数値
非正規雇用労働者の待遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正社員就職件数 57,446 件以上</li> <li>・ 正社員求人数 430,044 人以上</li> <li>・ キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換数について、前年度実績以上</li> </ul>
人材不足分野における人材確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護・看護・保育分野の就職件数 14,500 件以上</li> <li>・ 建設分野の就職件数 2,847 件以上</li> </ul>
地方自治体との連携による就職支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OSAKA しごとフィールドの登録者数 14,000 件以上、就職件数 8,000 件以上</li> <li>・ 地方自治体と一体的実施施設(生保型除く)におけるハローワークコーナーの就職件数について、前年度実績以上</li> </ul>
人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的職業訓練の修了3か月後の就職件数 5,753 件以上</li> </ul>
若者の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学卒ジョブサポーターによる支援について、正社員就職件数 14,837 件以上</li> <li>・ ハローワークの職業紹介により正社員に結びついたフリーター等の件数 18,773 件以上</li> </ul>
女性の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者について、就職率 88.7%以上</li> </ul>
高齢者の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯現役支援窓口での 65 歳以上の就職件数 699 件以上</li> </ul>
障害者の活躍促進、難病・がん患者等の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の就職件数について、前年度実績以上</li> </ul>
生活困窮者、刑務所出所者等の就労支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護受給者等に対する就労支援について、就職件数 6,050 件以上</li> </ul>